

法的な問題と必要な制度転換

26年9月3日 緊急院内集会 角田由紀子 (Colabo 理事)

1 今回の検討会での議論を見ていて一番感じたことは、現場の実態を知らずに議論がされていること、したがって性売買の本質が女性に対する暴力であることが理解されていない。問題の核心を外すことでは正しい結論に到達することはできない。

2 性売買の核心は、それが売買の形をとりながら、だから見える暴力は振るわれないが、売る女性に対する買う男性の苛烈な暴力であるという本質である。この本質を外した議論からは見当違いの結論しか出てこない。今回の結論になりそうな、「買春者処罰はしない」という結論だ。メディアは、5条の対象に買春者が加えられるらしいことを取り上げて、「買春者処罰も」というような大きな見出し付きで1面トップで報じた。私は、思わず、「買春者処罰になる！」と勘違いしそうになった。買春者も処罰というのは5条のことで、結果的には買春者は痛くも痒くもないだろう。本体の3条に関する買春者処罰はまだ国民の賛成が熟していないなどとして見送られるようだ。大山鳴動して鼠も出てこなかったか、あるいは、そもそも大山は鳴動もしていなかったか。

売防法制定から70年が経った。制定時、最も激しく議論が交わされたのが、「売買春」処罰だった。記録によればその時は、「売春行為それ自体に反社会性を認め、これを禁止することを宣明するにとどめ、刑事処分の対象とはしないこととし、将来の検討課題として持ち越した」とある。70年経って性交類似行為の衣を被った売春は日常的な出来事としてすっかり生活の中に溶け込んでしまった。因みに、当時性交類似行為とされたのは同性者間の行為であり、数は少ないとされた。しかし、現在は性交類似行為はあふれかえっている。持ち越されたはずの現代の人々は、あまりにも広がったので、処罰対象から外すと判断したらしい。人権侵害行為もそこら中に拡散すれば、問題が薄まって見えないということか。

「取りまとめ報告書案」によれば、「妊娠・出産の危険や負担といった人の生命・尊厳に関わる問題を伴う性交のみを「売春」の対象として規制することには合理性がある」といった意見が複数の委員から述べられ、性交以外の性的な行為を「売春」の対象と

することについて慎重な検討が必要であるとの意見が大勢であった。」。再び、買春そのものは非処罰となる。検討会は、性交類似行為の本質を見ることができなかった。それこそが性産業者の莫大な利潤を生みだしている事実も無視された。

3 現行売防法の制定時の議論から明らかなように、「売る行為」、「売る女性」は、まづもって道徳的非難の対象であった。「転落」という言葉、もっと古くは廃娼運動での「醜業婦」という言葉に端的に表れている。だから処罰当然となった。制定運動の中心にいた女性国会議員の人たちは、「売春＝悪」という立ち位置であり、売春者も悪とくくられた。この判断は、どこからでてくるのか。当時「当たり前」と考えられていた女性の生き方に反する、あるいは外れているからだ。「当たり前」は、一夫一婦制の法律婚の妻としての生き方である。売春婦はその対極の生き方をしていた。さらに言えば、既婚者が買春客の場合、貞淑な妻から見れば、売春婦は妻とセットになっている夫を誘惑する否定されるべき存在である。そのような悪を体現している売春婦は処罰されねばならないというのが、当時の女性国会議員の考えの根底にあった。3条での売春婦不処罰の意見は当初はなかったし、結局5条の処罰で残った。

制定当時は、今のような性売買は暴力とみる考えは恐らく誰ももっていなかったであろう。その背景の下で、買春者不処罰の意味を考える必要がある。当時と今では買春者不処罰の意味、理由が違うはずだ。しかし、検討会の議論を見る限り、当時と今とに違いはなさそうだ。現在の到達点である売る現場は暴力にさらされていることを前提としての買春者処罰論は、女性の人権に対する意識が高まった結果である。しかし、その理解は委員たちには共有されなかった。

4 今回の検討会でも「買う」行為が暴力と認識されることはなかった。検討会の議論は以下の通りであった。

○「売る」行為はセックスワーク派の人々のいうように自発的であり性的自己決定権の行使である。

○売る女性と買春客は、対等な存在である。売買は、民法も対等な2者間の行為として考えている。

○性売買は、従って、対等な「個人間の」「プライベート」な行為であり、権力の介入を許してはならない。介入は自由への弾圧である。

多くのセックスは、確かにプライベートな空間で行われているし、そこへの警察権力の介入などあってはならない。

しかし、私の強い疑問は、「性売買」もまた、恋人や夫婦間のセックスと同じ個人間のプライベートな行為とすれば、なぜ、お金のやり取りを必ずともなうのか、ということだ。

制定当時の人も今回の検討会委員も、ほぼ例外なく、そこに介入するお金の存在を無視している。お金はどういう役目を果たすためにそこに存在するのか。もし、夫婦や恋人間のプライベートな行いと同じ性質を持っているのであれば、なぜ、お金が介入するのか。まさに、買春では性行為が売り買いされているからだ。行為態様がセックスという点では、二つは同じだが、なぜ、一方ではお金は存在せず、一方ではお金の存在がなければ、セックスそのものが行われないのか。なぜ、こんなシンプルな基本的性質の違いを無視するのか。金の存在を認めれば、両者を同じとはいえないからだ。

売る女性たちは、なぜ、初めて出会った、素性の知れない、つまり見ず知らずの男と密室で裸になって性行為をするのか。彼女たちは、お金が払われるからそうする。タダでそんな危険なことをする酔狂な女性はいまい。性売買を考えると、お金の存在を無視することはできない。なぜなら、これが性売買が何たるかを決めるからだ。

5 彼女が売り渡したものは、性行為への同意であり、買春者に全面降伏するという意思と行動だ。しかし、「同意」は、同意の形をとっていただけかもしれない。改正された刑法は「不同意性交等罪」で、「不同意」をより明確に定義しており、できるだけ真の同意に近づけようとしている。さらに言えば、力関係の異なる、つまり権力勾配のある二者の間には、そもそも「同意」は成立しないと考えるべきである。金という絶大な力を行行使して、性行為への同意を求め、屈服させることはまごうことなき、人への支配である。つまり暴力というしかない。

6 なぜ、「人の意思」を金で買うことが許されるのか。高度に発展した資本主義社会と

言えども、あらゆるものが金で売り買いすることが許されるわけではない。

例えば、「臓器移植法」は、臓器の売買をはっきりと禁止している。同法11条にはこうある。1項：「何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。2項：「何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申し込み若しくは約束をしてはならない。」

なぜ、臓器をお金で売り買いすることを禁止するのか。他に売るものがないので、生きてゆくために臓器を売りたいと希望してもそれは法が許さない。人間の尊厳を売り買いすることになるので、禁止しているのだ。

人身取引が禁止されているのも同じ理由による。

性行為に関する人間の意思も人間の尊厳の一部であるから、売買の対象にしてはいけないと私たちは約束しようというのが、性売買を認めない思想である。性を売らなければ生きていけないのであれば、まず、社会保障その他の手段で政治が解決すべきであるという意思に基づく合意がこの思想を支えている。性を売るかどうかは自己決定権の話ではない。それがどのような社会をもたらすのか。自分がよければ何でもして良いのか。そうすることが人間の尊厳に反しないかという関門を通らねばならない。

7 制限されるべきものは、売防法上の「売春」に限られない。検討会では、禁止対象に性交類似行為を入れることを否定した。これも実態を全く見ようとしない態度だ。

「売春」と「性交類似行為」は一つながりのものであることは事実が教えている。興味深いことに、売防法ができる前にあった地方自治体の売春禁止条例では多くの自治体が性交類似行為を禁止していた。売防法ができたのでこの条例は失効した。当時の性交類似行為は今のようには内容豊富なものではなかったので、失効させても問題はないと考えられた。

8 売る女性は結局5条の処罰対象のままである。5条は女性を保護の対象とするところに本意があり、処罰は保護への入口と理屈に合わないことが制定以来言われ続けられて

きた。「女性支援法」は女性の保護のための法である。その法の適用のために、なぜ女性を今後も一旦は処罰する必要があるのか、説明ができない。

買春者を対象に加えることは一定の進歩であるが、その裏で5条の問題点がうやむやにされてしまった。

9 売防法は、今回議題になった論点だけではなく、すべて見直すべきである。現行の売防法の改正という手法ではなく、性売買を廃止し、性の売り買いをしなくても人々が（主に女性）が安心して生活できる社会に向けた法を初めとする制度構築がめざされるべきである。性交類似行為や売春は、人が生きるために依拠する方法でも仕事でもないことを明確にしなければならない。暴力による支配を耐え忍ばねば女性が生きられない社会は不正義の社会であることを明確にしなければならない。（了）